

○一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について
(平成17年3月31日雇児保発第0331003号)

【一部改正】 平成25年3月29日雇児保発0329第1号

【一部改正】 令和2年9月30日子少発0930第2号

【一部改正】 令和3年3月22日子少発0322第1号

※下線部は改正箇所

消費税法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第102号。以下「改正政令」という。)が平成17年3月31日に公布され、これに伴い、消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号。以下「消費税告示」という。)が同日付で公示され、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)より施行・適用されることとなったところである。

これにより、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「証明書通知」という。)に基づき、各都道府県知事等から「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「指導監督基準通知」という。)の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けた認可外保育施設については、その利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

また、平成25年度税制改正の大綱(平成25年1月29日閣議決定)において、「消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものが行う資産の譲渡等を加える」とこととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、平成25年4月1日より、認可外保育施設のうち、幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園併設型施設についても、その利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

さらに、令和2年度税制改正の大綱(令和元年12月20日閣議決定)において、「消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものとして都道府県知事等から当該基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものにおいて行われる

保育を加える」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、令和2年10月1日（以下「令和2年一部改正の施行日」という。）より、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の当該基準を満たす施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

については、下記事項に留意の上、適切な取扱いに遗漏のないよう配慮されたい。なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済みであることを申し添える。

記

第1 消費税の非課税措置の内容

1 非課税の対象となる認可外保育施設について

非課税の対象となる認可外保育施設（以下「非課税対象認可外保育施設」という。）は、次の（1）及び（2）に限られること。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2 第1項（認可外保育施設の届出）の規定による届出が行われた施設であつて、法第59条第1項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市にあつては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、消費税告示中第一から第四までの施設の区分に応じ、それに定める要件のすべてを満たし、当該満たしていることにつき当該都道府県知事から証明書の交付を受けているもの

（2）児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令11号）第49条の2第3号に規定する施設であつて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第3項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けているもの又は同条第11項の規定による公示（以下「公示」という。）がされているもの（同条第1項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。）

なお、消費税告示中第一から第四までの施設の区分に応じ、それに定める要件は、指導監督基準と同じ内容であること。（消費税告示中第三に掲

げる施設において雇用される保育に従事する者（消費税告示第三の二に規定する都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。）について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、消費税告示第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていることに留意すること。）

ただし、当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合の当該施設については、当該返還することを求められた日以後においては非課税の対象となる認可外保育施設に該当しないこと。

（注1） 法第59条の2第1項の規定に基づく届出施設の範囲については、指導監督基準通知、「児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布について」（令和元年9月27日子発0927第6号子ども家庭局長通知）を参照されたい。

なお、認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設は、具体的には、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを想定している。

（注2） 当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合は、証明書通知の別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」の第2の4により証明書の返還を求められた場合をいう。

2 非課税の対象となる利用料について

非課税の対象となる資産の譲渡等(非課税となる利用料を対価とするサービス)は、非課税対象認可外保育施設において乳児又は幼児を保育する業務として行う資産の譲渡等(保育サービス)に限られること。

この場合の乳児又は幼児を保育する業務として行う資産の譲渡等には、児

童福祉法に規定する保育所における保育サービスと同様のサービスが該当するのであり、具体的には次に掲げる料金等(利用料)を対価とする資産の譲渡等が該当すること。

- ① 保育料(延長保育、一時保育、病児保育に係るものを含む。)
- ② 保育を受けるために必要な予約料、年会費、入園料(入会金・登録料)、送迎料、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設において保育に従事する者(以下「ベビーシッター」という。)が乳児、幼児又は児童の居宅まで移動する際に必要となる交通費

(注1) 給食費、おやつ代、施設に備え付ける教材を購入するために徴収する教材費、傷害・賠償保険料の負担金、施設費(暖房費、光熱水費)等のように通常保育料として領収される料金等については、これらが保育料とは別の名目で領収される場合であっても、保育に必要不可欠なものである限りにおいては、上記①②と同様に取り扱われる。

他方、例えば、当該施設において施設利用者に対して販売する教材等の販売代金(※参照)のほか次に掲げるような料金等を対価とする資産の譲渡等は、これに該当しない。

- ① 施設利用者の選択により付加的にサービスを受けるためのクリーニング代、オムツサービス代、スイミングスクール等の習い事の講習料等
- ② バザー収入
- ③ 炊事、洗濯、掃除、買物その他の家事を代行し、又は補助する業務(非課税とされる保育サービスを除く。)に係る料金

(注2) マッチングサイト運営者(インターネットを通じてベビーシッターとその利用者の仲立ちをするサービスを提供する事業者)が、ベビーシッターの利用者から受領する「マッチングサイトの手数料」については、「マッチングサイトを利用させるという役務提供の対価」であり、「保育する業務として行われる資産の譲渡等」の対価に該当しないことから、非課税とならない。

※ 施設運営者自らが行う取引ではない金銭の受取について

施設運営者自らが行う取引ではない金銭の受取(例えば、施設運営者が、施設利用者の求める教材等について、当該教材等の販売業者への注文や施設利用者からの代金の集金を代行して行う場合における代金の受取

など)を行う場合には、施設運営者においては「預り金」として経理しておくなど、施設の収入である保育料等とは区分して、収入以外の金銭の受取であることが明らかとなるよう経理を行う必要がある。

令和2年一部改正の施行日前に証明書の交付を受けた1日当たり5人以下の乳幼児を保育する施設については令和2年一部改正の施行日から、令和2年一部改正の施行日以後に証明書の交付を受けた施設については当該証明書の交付を受けた日から、上記の資産の譲渡等について非課税となること。

また、証明書の交付を受けた認可外保育施設が都道府県知事から当該証明書の返還を求められた場合には、当該返還を求められた日以後においては上記の資産の譲渡等であっても非課税とはならないこと(1の(注2)参照)。

3 非課税となった認可外保育施設の利用料の額の設定について

非課税対象認可外保育施設においては、当該施設の利用料に係る消費税が非課税とされることから、施設の運営事業者が消費税の納税義務者(第2参照)である場合の当該施設については、非課税となったことを踏まえた利用料の額の見直しを行う等の対応が適切に行われる必要があること。

なお、その場合においても、仕入れ(保育材料費・水道光熱費・備品等購入費など)に係る消費税相当分は当該利用料に転嫁することは適切な処理であること。

第2 消費税の納税義務等

1 消費税の納税義務について

事業者は、課税期間(個人事業者は暦年、法人は事業年度をいう。以下同じ。)の基準期間(個人事業者はその年の前々年をいい、法人はその事業年度の前々事業年度をいう。以下同じ。)における利用料収入(非課税となる前の利用料収入)などの課税売上高が1,000万円を超える場合、消費税の納税義務者となり、課税期間の課税売上げに係る消費税について、所轄の税務署に確定申告書を提出し、その納付すべき消費税を金融機関又は税務署の窓口で納付する必要がある。なお、納付すべき消費税額は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ(保育材料費・水道光熱費・備品等購入費など(ただし、給与などの人件費はこれに該当しない。))に係る消費税額を控除した残額であること。

(注1) 課税仕入れに係る消費税額を控除するためには、帳簿の記帳及び請求書などの保存が必要となる。

(注2) 簡易課税制度を選択した場合には、「課税売上げに係る消費税額×みなし仕入率(保育サービスはサービス業に該当し、50%)」を課税仕入れに係る消費税額とみなして、納付すべき消費税額を計算する。

- 2 課税期間の途中において証明書の交付若しくは返還又は認定若しくは公示若しくはその取消があった場合の消費税の取扱いについて
- 施設の運営事業者が納税義務者である場合の当該事業者が、課税期間の途中において証明書の交付を受けた場合又は認定を受け若しくは公示がされた場合にあっては当該証明書の交付を受けた日又は認定を受け若しくは公示がされた日以後の利用料が、また、課税期間の途中において証明書の返還を求められた場合又は認定こども園法第10条第1項の規定による認定の取消（以下「認定の取消」という。）若しくは同条第3項の規定による公示の取消（以下「公示の取消」という。）がされた場合にあっては当該証明書の返還を求められた日又は認定の取消若しくは公示の取消の日の前日までの利用料が、それぞれ非課税となるものであって、これ以外の期間の利用料については課税期間の課税売上高に含める必要があること。

第3 証明書事務等の適切な実施及び施設運営者に対する周知について

消費税の非課税措置には、証明書の交付が密接に関連することから、証明書の交付に関し各都道府県等を通じて統一的な取扱いが求められること。

また、証明書を交付した事実の公表については、利用者への情報提供として、各都道府県等のインターネットのホームページへの掲載等が行われることとなっているが、税務上の取扱いを明確にする観点からも、証明書の交付の事実については速やかに公表されることが求められること。

施設の運営事業者に対しては、証明書を交付する際その他の機会をとらえ、本通知記載の消費税の取扱い等について的確に周知することが必要であること。

以上